

災害時における相互応援に関する協定

浦安市と下妻市は、いずれかの市域において災害が発生した場合に、被災市の要請にこたえ、応急対策及び復旧対策について相互に応援するため、次のとおり協定を締結する。

(応援の種類)

第1条 応援の種類は次に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 応急復旧活動に必要な人員の派遣及び車両等の提供
- (4) 被災傷病者の受入れ
- (5) 児童及び生徒の受入れ
- (6) 被災者に対する住宅のあっせん
- (7) ボランティアの受付及び活動調整
- (8) ゴミ及び災害瓦礫の処理及び処分等
- (9) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援要請の手続き)

第2条 応援を要請する市(以下「要請市」という。)は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合には、電話等により応援を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の種類
- (3) 応援の具体的な内容及び必要量
- (4) 応援を希望する期間
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援の実施)

第3条 応援要請を受けた市(以下「応援市」という。)は、極力これに応ずるものとする。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を直ちに電話等で連絡するものとする。

(応援のために派遣された人員の指揮)

第4条 応援のために派遣された人員は、要請市の長の指揮の下に活動するものとする。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した費用は、その都度、両市で協議して定める。

(災害補償等)

第6条 応援活動に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合は、本人又はその遺族に対する補償は、応援市が負うものとする。

2 応援活動に従事した職員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が要請市への往復途中に生じたものを除き、要請市がその賠償の責めを負うものとする。

(資料の交換等)

第7条 両市は、この協定による応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するとともに、平常時から応援の受入れ態勢の整備に努めるものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、両市が協議して決定するものとする。

この協定を証するため、この協定書を2通作成し、両市長署名押印の上、各1通を保有する。

平成24年4月18日

浦安市長	松崎秀樹
下妻市長	稲葉本治